

第 137号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市消防長（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開とした決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成23年 7月 6日、公開請求者は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、下記の文書の公開請求を行った。

(1) ○○ビル（以下「本件建物」という。）についての査察結果通知書（以下「本件請求文書①」という。）

(2) □□ビルについての査察結果通知書（以下「本件請求文書②」という。）

2 同月14日、実施機関は、本件請求文書①として、○○ビルについての査察結果通知書（以下「本件行政文書」という。）を特定したが、本件行政文書には第三者である審査請求人に関する情報が記載されていたことから、審査請求人にその旨を通知するとともに、本件行政文書の公開について意見があれば意見書を提出するよう求めた。

3 同月19日、実施機関は、本件請求文書②については、請求の対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定を行い、その旨を公開請求者に通知した。

4 同月22日、審査請求人は、実施機関に対し、本件行政文書について、公開に反対する旨の意見書を提出した。

5 同月29日、実施機関は、本件行政文書について、次の理由により一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を公開請求者に通知した。

条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書に記載されている立会者の氏名等（以下「本件非公開情報」という。）については、特定の個人が識別されるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため。

6 同日、実施機関は、本件処分を行ったこと、本件行政文書に記載されている不備欠陥事項（以下「本件指摘事項」という。）は、次の理由により公にすることが必

要であると認められる情報であること、及び 8月16日に公開を実施することを審査請求人に通知した。

条例第 7条第 1項第 2号ただし書アに該当

法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するため。

7 同月12日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行うとともに、本件処分の執行停止の申立てを行った。

8 同月15日、名古屋市長は、本件処分の執行停止の決定を行い、その旨を審査請求人及び公開請求者に通知した。

第 3 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す、との裁決を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人の情報については公開にあたって十分な配慮が必要となっており、万一公開する場合には、その利益を害してでも、それを上回る公共の利益がある場合に限定される。しかしながら、本件処分はその公共の利益が希薄なため、原則どおり非公開とすべきである。

(2) 審査請求人は、本件行政文書において、消防局中村消防署（以下「中村消防署」という。）より本件指摘事項の改善を求められたものであるが、本件指摘事項のうち消防用設備等の点検結果については既に中村消防署に報告を行っており、防火管理者の未選任・未届についても本件建物に入居する全ての事業者で選任し、中村消防署に届け出ている。

また、本件指摘事項のうち自家発電設備に関する記載について、本件行政文書を受領した後に行われた審査請求人と実施機関との協議において、実施機関が自家発電設備を設置する必要がないと認めたにも関わらず、記載が訂正されないまま公開されるならば、審査請求人の利益が著しく害される。

(3) 本件行政文書には、本件建物に入居する事業者名など審査請求人以外の情報が

含まれており、当該事業者が有する利益を害してでもその情報を公にする場合には、当該事業者に対しても条例に基づく保護が与えられるべきである。

平成15年10月14日東京高等裁判所の判決（以下「本件判決」という。）では、文書を公開するにあたり、第三者保護に関する手続が採られている旨の記載があるが、本件処分においては審査請求人以外の第三者の情報について、第三者保護に関する手続が採られているか不明である。

(4) 万一、公開される場合でも、中村消防署の査察が実施されているかどうかは重要であって、その査察内容までを公開の対象とすることは広すぎると考える。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書に関して、立会者（受領者）の職名及び氏名は非公開とし、個人情報に配慮している。

本件指摘事項を公開することは、審査請求人の社会的評価を下げることに繋がるおそれがあると考えられるが、本件建物は、消防用設備等の点検結果が報告されていないため消防用設備等が正常に作動するか確認できず、また、防火管理者が一部未選任であることから火災の際に有効な初期消火活動、避難誘導等が行われるか不明であり、ひとたび火災が発生すれば、重大な被害を生ずるおそれのある対象物であるため、条例第 7 条第 1 項第 2 号ただし書アに該当し、公にすることが必要である情報に該当すると認められる。

2 本件建物に入居する各事業者に関する防火管理者が未選任・未届であること及び消防計画が未作成・未届であることは、火災発生時に初期消火活動や避難誘導等が有効に行われない危険性が高く、上記のとおり公にすることが必要な情報である。

3 本件については、査察内容が記載された査察結果通知書の公開を求められた行政文書公開請求であり、実施機関は、本件行政文書に記載されている全ての内容について個々に検討し、公開、非公開を判断したものである。

本件判決において、ひとたび火災が発生すれば、重大な被害を生ずるおそれのある査察対象物を所有し、管理する以上、消防法（昭和23年法律第 186号。以下「法」という。）以下の法令を遵守すべき義務は重いというべきであり、その義務違反の事実を秘すべき必要性は、仮に認められるとしても乏しいことを理由に、立入検査結果通知書を公開すべきとした事例がある。

第 5 審査会の判断

1 争点

審査請求人は、本件行政文書が条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当し、公開すべきでないと主張しているため、これについて判断する。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1 条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 建物の防火管理について

法は第 1 条で規定しているように、火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による傷病者の搬送を適切に行い、もって安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的としており、立入検査は、査察対象物について、法に違反する事実の有無を確認し、仮に違反事実が認められる場合にはその改善を指示し、現実に改善させることにより、その目的を達成することを主たる目的として行われる。

また、法第 17 条は、不特定多数の者が出入りする建築物等に対し、消防用設備等の維持及び管理につき、より厳しい義務を課しており、かかる防火所有物を所有ないし管理する法人は、法令に違反することがないようにすべき公法上の義務があるとされている。

さらに、防火所有物の防火管理を行うため、当該防火所有物を所有ないし管理する法人は防火管理者を定め、消防計画の作成など防火管理上必要な業務を行わせなければならない。また、当該防火対象物に複数の法人が入居している場合などは、当該防火対象物全体の防火管理を統括する統括防火管理者を選任しなければならない。

4 防火管理者について

防火管理者とは、法第 8 条により、防火に関する講習会の過程を終了した者等、一定の資格を有しており、かつ消防計画の作成等防火上必要な業務を適切に遂行できる地位を有する者で、建物の管理権原者から防火上の管理を行う者として選任された者とされている。

また、統括防火管理者とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第4条の2により、当該建物全体にわたる防火管理上必要な業務を統括する者をいい、当該建物個々の防火管理者を取りまとめ、全体の防火管理について調整を図る職務を有する者とされている。

5 本件行政文書について

本件行政文書は、実施機関が、法第4条第1項に基づき、立入検査を行った結果、本件建物を管理する統括防火管理者である審査請求人に対し、本件指摘事項を改善するように通知した文書である。

本件行政文書のうち、本件非公開情報を除く部分には、本件法人に関する情報として宛名、本件建物の名称及び所在地並びに本件指摘事項（以下これらを「本件公開情報①」という。）が記載されている。

また、本件法人に関する情報以外に、通知日、中村消防署の担当者の階級、当該担当者の氏名及び印影、立入検査日、改善計画の提出期日並びに本件行政文書についての問い合わせ先等（以下これらを「本件公開情報②」という。）が記載されている。

6 条例第7条第1項該当性

(1) 条例第7条第1項は、公開請求権と個人又は法人等の第三者の権利利益及び公益との調整を図るため、非公開とする情報について定めるとともに、実施機関は、公開請求があった場合、非公開情報に該当する情報が記録されている場合を除き、公開しなければならないと定めているので、当審査会は、本件公開情報①及び本件公開情報②が、条例第7条第1項に該当するか否かを判断する。

(2) 本件公開情報①について

ア 法人に関する情報については、条例第7条第1項第2号が、法人の事業活動の自由は原則として保障されなければならないとする趣旨から、公開することによって、当該法人にとって不利益になることが明らかな事業活動上の情報を非公開情報とすることを定めている。

イ 本件公開情報①は、審査請求人に関する情報及び審査請求人が管理する本件建物に関する情報であることから、法人等の事業活動上の情報であることは明らかである。

ウ 次に、本件公開情報①を公開すると、審査請求人に明らかに不利益を与えるか否かについて判断する。

本件行政文書は、審査請求人が管理する本件建物の防火管理について改善を求めるものであり、本件公開情報①を公開することにより、公法上の義務を履行していない事実が明らかになるため、公にすることによって審査請求人の社会的評価等が損なわれるおそれがあり、審査請求人にとって明らかに不利益であると認められる。

エ 次に、本件公開情報①は審査請求人にとって明らかに不利益と認められる場合であっても、本号ただし書アに該当し、公開すべきか否か判断する。

(7) 本号ただし書アは、本号本文に該当する場合であっても、人の生命、身体又は健康を保護するために必要な場合その他公益上特に必要な場合は、当該事業活動が違法又は不当であるか否かを問わず、公開しなければならないとする趣旨である。

(4) 本号ただし書アの該当性が認められるのは、法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要な情報であるところ、本件建物は不特定多数の人が出入りする建物であり、火災発生により人の生命、身体又は健康に重大な被害が生じるおそれがあり、本件公開情報①は立入検査の趣旨及び目的からも公にすることが必要であると認められる。

また、ひとたび火災が発生すれば重大な被害が生ずるおそれのある査察対象物を所有又は管理する以上、法令を遵守すべき義務は重いと考えべきであり、仮に義務違反の事実を公にすることにより審査請求人の社会的評価等が損なわれることがあるとしても、それは審査請求人において受忍の限度内であると考えられる。

(5) したがって、本件行政文書のうち、本件公開情報①は、本号ただし書アに該当し、人の生命、身体又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる。

(6) なお、審査請求人は本件指摘事項のうち自家発電設備に関する記載が誤りである旨を主張しているが、当審査会は非公開事由該当性について調査審議を行うものの、当該記載の正否について調査審議を行うものではないことから、非公開事由該当性についてのみ判断するものである。

(7) また、審査請求人は本件行政文書に記載されている本件建物に入居する事業者に対しても、条例第14条第2項に基づき個々に意見照会を行うべきであ

る旨を主張しているが、本件行政文書の各テナント名の記載は、統括防火管理者に対する指摘を行う際、具体的な事業者名を列挙したにすぎず、本件指摘事項では審査請求人の管理及び監督が問題にされていると認められる。

したがって、本件指摘事項を公開することにより明らかな不利益が与えられるのは統括防火管理者である審査請求人に対してであることから、本件行政文書に対する意見照会は審査請求人に対して行うことで足り、本件建物に入居する事業者に対する意見照会は不要であると認められる。

オ したがって、本件公開情報①は、条例第 7 条第 1 項第 2 号に該当するとは認められない。

カ また、本件公開情報①は、法人に関する情報以外の非公開情報を定める条例第 7 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 7 号までの規定のいずれにも該当しないと認められる。

(3) 本件公開情報②について

ア 本件公開情報②は、実施機関が査察結果通知書を作成する際に事務手続の必要上記載した情報であり、非公開とすべき情報が含まれているとは認められない。

イ したがって、本件公開情報②は、条例第 7 条第 1 項各号の規定のいずれにも該当しないと認められる。

(4) 以上のことから、本件行政文書のうち、本件非公開情報を除く部分は条例第 7 条第 1 項に該当するとは認められない。

7 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成23年 8月12日	諮問書の受理
8月26日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知
9月26日	実施機関の弁明意見書を受理
10月 4日	審査請求人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出

	するよう通知
11月 4日	審査請求人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受理
平成24年 1月11日 (第133回審査会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
2月 8日 (第134回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
2月27日 (第135回審査会)	調査審議
3月21日 (第136回審査会)	調査審議
3月28日	答申